

2026年4月1日以降に受ける

妊婦健診の補助額が増額します

2026年4月1日以降に妊婦健診を受ける際には、妊婦健康診査補助券に記載の補助額を金額表のとおり読み替えて使用してください。新しい補助券に交換する必要はありません。（補助額を上回った分については自費となります。）

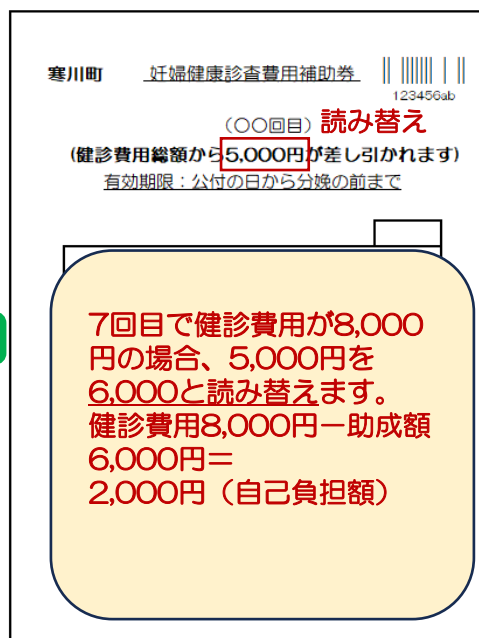
例：4月3日に受診した7回目の妊婦健診の費用が8,000円だった場合、お手元の補助券に記載の金額が5,000円であっても、健診費用から6,000円分が差し引かれ、自己負担額は2,000円となります。

金額表

2026年3月31日までの 受診分の補助上限額	⇒	2026年4月1日からの 受診分の補助上限額
12,000円	1回目	22,000円
5,000円	2回目	6,000円
5,000円	3回目	6,000円
5,000円	4回目	6,000円
5,000円	5回目	11,500円
5,000円	6回目	6,000円
5,000円	7回目	6,000円
5,000円	8回目	6,000円
5,000円	9回目	11,500円
5,000円	10回目	6,000円
5,000円	11回目	6,000円
5,000円	12回目	6,000円
5,000円	13回目	6,000円
5,000円	14回目	6,000円

読み替え後

補助券イメージ



費用補助が受けられなかった場合は、一旦全額自己負担いただき、後日、子育て支援課へ償還払い（払い戻し）手続きが必要になります。

【費用補助が受けられないケース】

- ・町契約医療機関以外（里帰り先など）で受診した場合
- ・妊婦健康診査費用が補助上限額未満の場合

（「受診費用」と「読み替え後の補助上限額」を比較し、低い方の金額が払い戻しとなります。）

例：4月20日に受診した7回目の妊婦健診の費用が5,500円だった場合は、5,500円の払い戻しとなります。



償還払いなどについては
町ホームページ(右の二次元コード)より確認できます。



寒川町 子育て支援課 0467-74-1111
(4月1日より) 0467-37-3885